

令和6年12月17日・20日

小林小学校・平尾小学校における学校再編整備計画案の作成に向けた説明会資料

大正区の学校再編整備計画案について

～ 子どもたちにより良い教育環境を ～



令和6年12月 大正区役所 保健福祉課(こども・教育)
教育委員会事務局 総務部 学事課

1. はじめに

- ・大阪市全体、そして大正区でも少子化が続いており、児童数の減少に伴い、小学校の小規模校化が課題となっています。
- ・大阪市では、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」を制定しました。
- ・本条例では、小学校の規模を適正規模である12学級から24学級までにするよう努めること、また、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校について、「学校再編整備計画」を策定・公表することとしています。
- ・大正区では、小林小学校は令和6年度において、児童数が120名を下回り、全ての学年において1学級（単学級）となっており、今後も児童数の大幅な増加が見込めない状況です。また、平尾小学校では、令和6年度に1年生が1学級（単学級）となり、今後も少子化が続く中、児童数は減少傾向となることが見込まれています。
- ・7月16日・19日に開催した説明会では、小林小学校と平尾小学校を統合する案をお示しました。

◆説明会の開催状況

第1回令和6年7月16日（火）19時～ 小林小学校多目的室 参加者数 67名

第2回令和6年7月19日（金）19時～ 平尾小学校多目的室 参加者数 38名

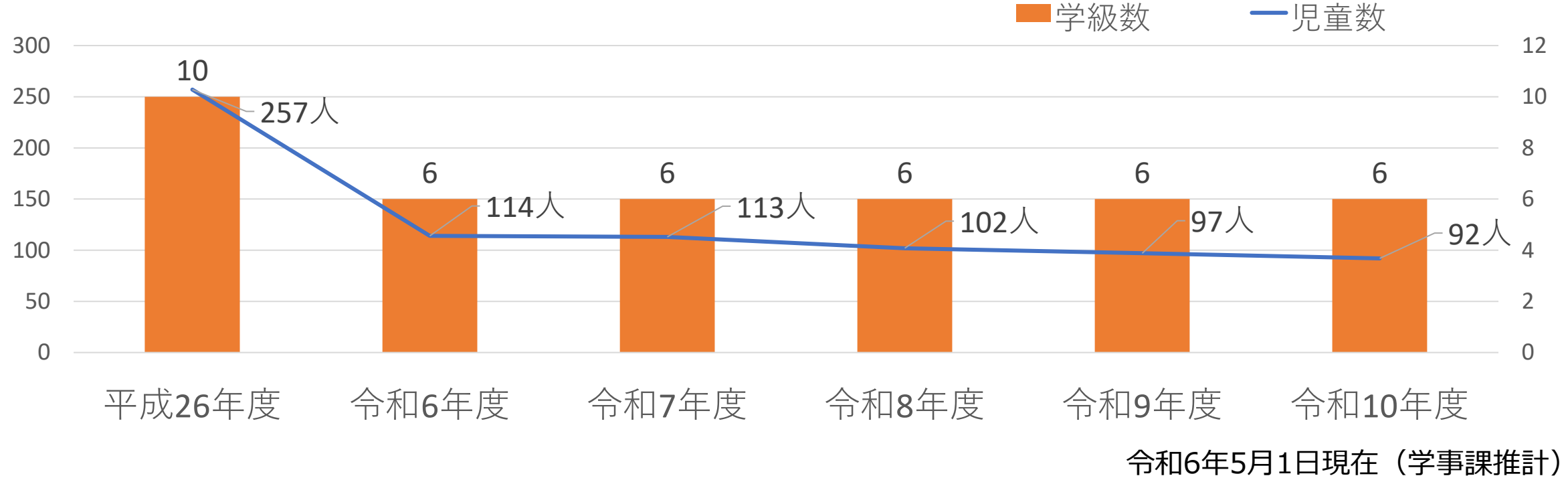
*説明会の内容につきまして、大正区ホームページで、説明資料等を掲載しております。

- ・今回の説明会では、いただいた主なご意見等に対する見解・対応と、小林小学校・平尾小学校における「学校再編整備計画案」についてご説明します。

1-1. 小林小学校の現状

小林小学校の学級数は6学級であり、すべての学年で1学級(単学級)となっています。さらに少子化傾向が続く中、令和6年度の新1年生は11名となっています。今後も児童数の大幅な増加が見込めないことから、さらに小規模化が進むことも想定されます。

小林小学校の児童数と学級数



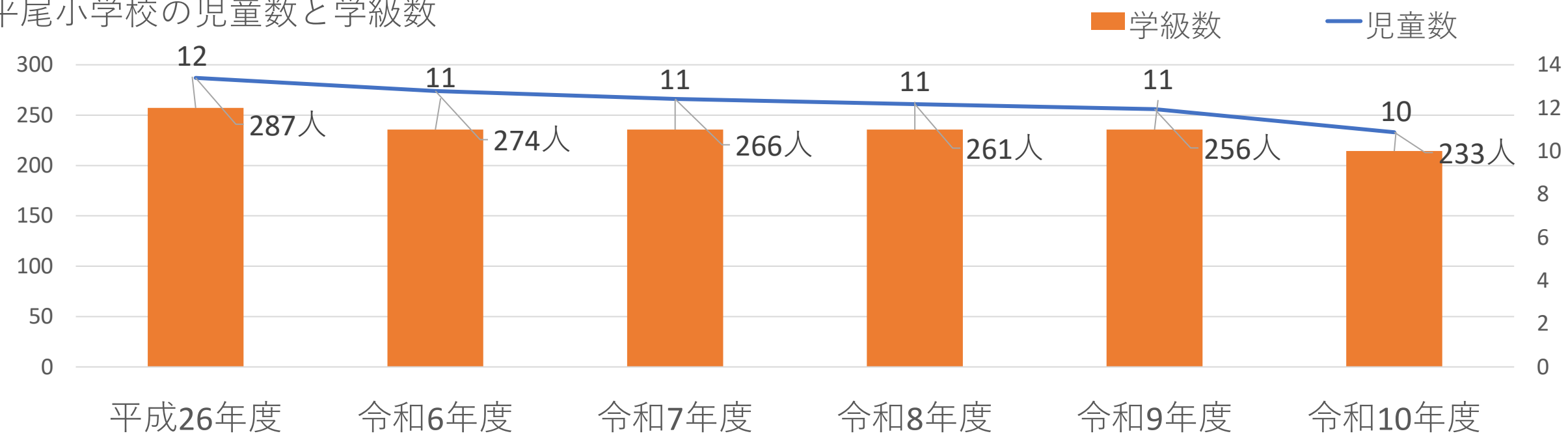
年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
平成26年度	257	10	34	46	41	45	45	46
令和 6 年度	114	6	11	21	19	22	20	21
令和 7 年度	113	6	21	11	21	19	21	20
令和 8 年度	102	6	10	21	11	21	18	21
令和 9 年度	97	6	17	10	21	11	20	18
令和10年度	92	6	13	17	10	21	11	20

※学級数は35人学級で算出しています。
※令和7年度以降の児童数は、過去10年の増減率をもとに算出した推計値です。

1-2. 平尾小学校の現状

平尾小学校では、令和6年度に1年生が1学級(単学級)となり、今後も少子化が続く中、児童数は減少傾向となることが見込まれています。

平尾小学校の児童数と学級数



令和6年5月1日現在（学事課推計）

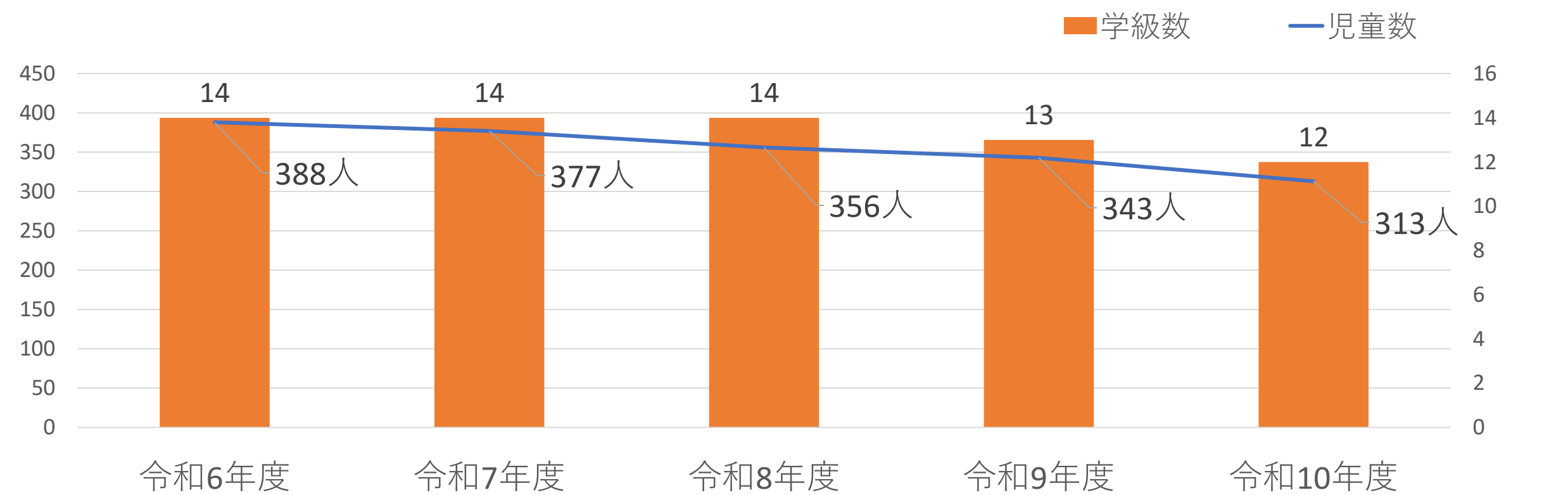
年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
平成26年度	287	12	41	49	52	42	47	56
令和6年度	274	11	33	38	53	50	50	50
令和7年度	266	11	42	33	37	54	50	50
令和8年度	261	11	45	42	33	37	54	50
令和9年度	256	11	46	45	41	33	37	54
令和10年度	233	10	32	46	44	41	33	37

※学級数は35人学級で算出しています。
※令和7年度以降の児童数は、過去10年の増減率をもとに算出した推計値です。

1-3. 統合後の学校規模(小林小学校+平尾小学校)

例えば、令和10年度(平尾小学校の教室改造等の工事後)に小林小学校と平尾小学校を統合した場合、児童数313名、学級数12クラスが見込まれます。すべての学年でクラス替えができる規模となることが見込まれます。

小林小学校と平尾小学校を統合した時の児童数と学級数

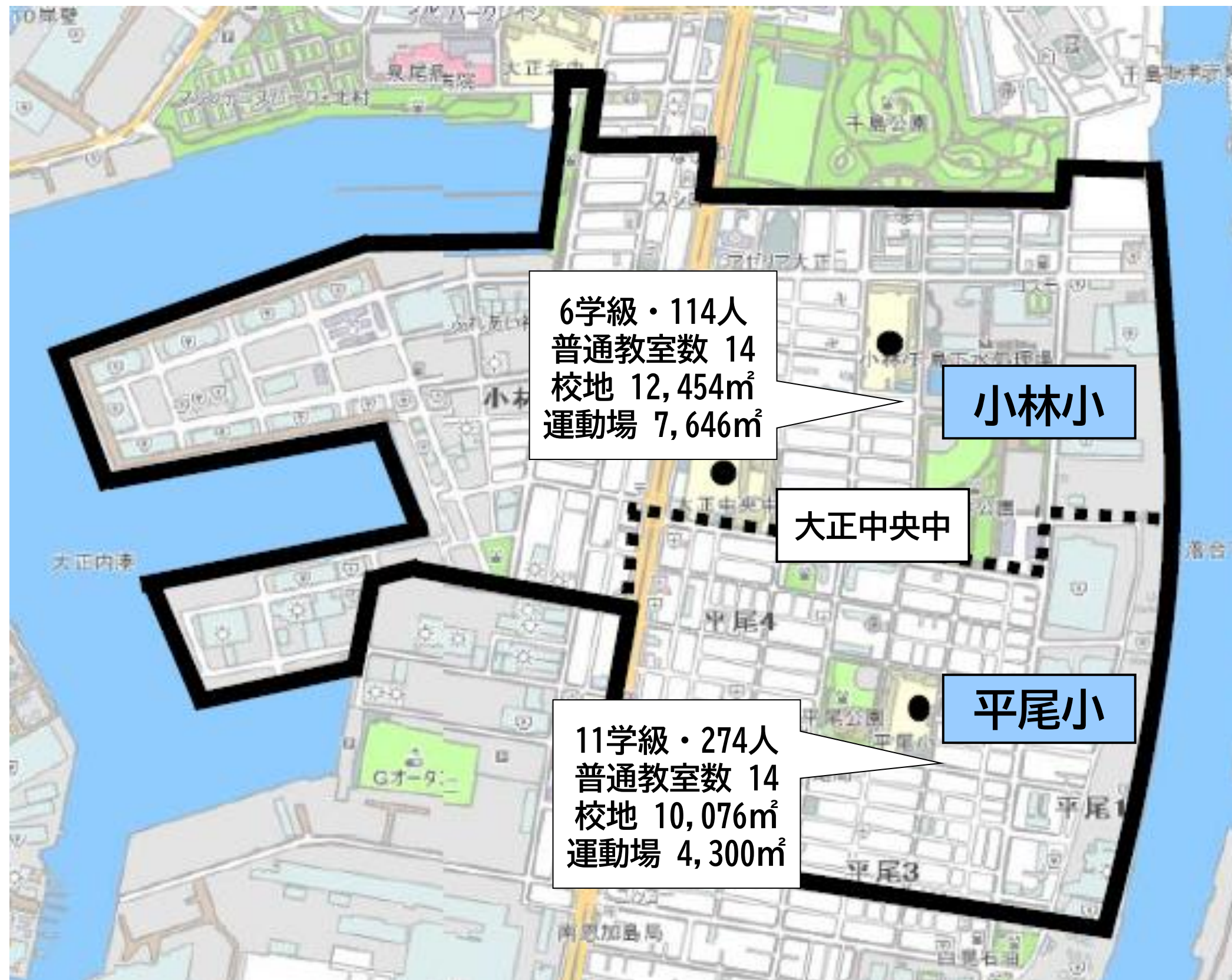


令和6年5月1日現在（学事課推計）

年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
令和 6 年度	388	14	44	59	72	72	70	71
令和10年度	313	12	42	59	49	60	44	59

※学級数は35人学級で算出しています。
※令和7年度以降の児童数は、過去10年の大正区全体の増減率をもとに算出した推計値です。

1-4. 大正中央中学校区における小学校の配置状況(令和6年5月1日現在)



※学級数及び児童数は、令和6年5月1日時点です。

2. 説明会等でいただいたご質問・ご意見

説明会等でいただいた主なご質問・ご意見について説明いたします。

●小規模校のメリット・デメリットについて

ご質問・ご意見の要旨	説 明
児童数が少ないなりのカラーがあっても良いのではないかと。	学校配置の適正化は「少人数学級」を否定するものではなく、「小規模の学年すなわち単学級」を解消するための取組であることをご理解願います。小規模校には、児童が互いによく知り合えるなどのメリットもあります。一方で、児童数の減少によりクラス替えができないことが多く、児童の人間関係が固定化しやすいことや、体育・音楽等での集団学習の実施が小規模となり、一定人数がいることで得られる相乗効果が得られにくいなど課題が多くあります。このため、適正規模の学校にする必要があると考えています。
少人数で何が悪いのかと思う。 早急に決めないでほしい。	

●教育内容について

ご質問・ご意見の要旨	説 明
子どもが在学途中で学校が変わることになる。特別支援学級への在籍を考えているが、統合後の学校が楽しいかどうかは、子どもの特性を考えると不安に感じる。特別支援学級の場合、どのように統合していくのか。	統合までには時間があるので、通常学級の児童も含め、統合前に学校間で交流する機会を設けるなど円滑な統合に向けての準備を行います。 また、特別支援学級の児童が新しい環境に馴染んでいけるよう、児童個別の状況や必要な対応を学校間で共有するなど、しっかりと準備をしていきます。

2. 説明会等でいただいたご質問・ご意見

●教員の人材確保について

ご質問・ご意見の要旨	説 明
統合してからではなく、統合に伴って先生も子どもも混乱が生じると思うので、ぜひ来年度から小林小も平尾小も整った状態で統合という形に持っていくのが安心だと思う。	財政効果創出インセンティブ制度(学校再編により削減された経費を、再編後の新しい学校の教育のために活用する仕組み)を活用し、統合前から教員の加配やスクールカウンセラーの配置、通学路の安全対策、統合前の学校間交流など、地域、学校と話し合い、活用方法を検討しながら、より良い教育環境となるよう努めてまいります。

●再編方法について

ご質問・ご意見の要旨	説 明
児童数の多い学校に統合するとの説明であったが、小林小はグラウンドが広いのが魅力。	学校適正配置の考え方として、原則として児童数の多い学校の校舎を使用することとされています。また、施設面で比較した場合、小林小学校の校庭の方が広いものの、小林小学校よりも平尾小学校の校舎の方が新しい状況にあります。
平尾小と小林小の学校の大きさを比較すると小林小の方が広いので、今後更に適正化を図るなら小林小を残すべきだと思う。	

2. 説明会等でいただいたご質問・ご意見

●財政効果創出インセンティブ制度を活用した予算について

ご質問・ご意見の要旨	説 明
統合によって削減された経費は必ず子どもたちのために使ってほしい。	財政効果創出インセンティブ制度を活用した予算の使途の検討はこれからとなりますが、教育活動や通学路の安全対策などの教育環境の充実を中心に活用していきます。

●通学路について

ご質問・ご意見の要旨	説 明
統合後の学校への通学路の安全対策について、実際に他で統合された学校の安全対策はどのようなものなのか。	統合後の学校への通学路の安全対策については、統合前に地域、保護者の方と学校適正配置検討会議を立ち上げ、ご意見をお聞きしながら、警察や道路管理者である建設局、区役所、教育委員会とで対応を協議します。 過去の取組事例として、歩道が確保されていない通学路にグリーンラインを引くことで、児童が通るところであると認識できるような安全対策や、必要に応じて交差点の信号等の調整を行いました。

2. 説明会等でいただいたご質問・ご意見

●標準服について

ご質問・ご意見の要旨	説 明
在学中に学校が変わることになるが、制服はどうなるのか。	標準服をどうするかについては学校適正配置検討会議で決めていくこととなりますが、統合によりデザインが変更になり、在学中に買い替えが必要となった場合は、保護者の負担とならないよう、行政が負担します。ただし、新たな学校の開校年度に新1年生となる児童にかかる費用については、保護者の負担となります。

●まちづくりについて

ご質問・ご意見の要旨	説 明
皆が住みたいと思うようなまちづくりを充実しないと、どんどん人口が減少していく。小林のまちの活性化のことも考えてほしい。	駅前だけでなく、中心部や鶴町まで人口を維持できるよう、まちの活性化に取り組んでいます。一例をあげると、千島公園一体で「大正トンボロマルシェ」を実施しましたが、このイベントを通じて大正区のことを好きになったという方が多く、移住してきた方もいます。全国的に人口は減少傾向にある中、令和5年度から6年度にかけて転入超過等により社会増になるなど、大正区の人口は持ち直す兆しもあります。持続可能なまちとなるよう、引き続き様々な取組を行っていきます。

2. 説明会等でいただいたご質問・ご意見

●地域活動、災害時の避難場所について

ご質問・ご意見の要旨	説 明
小学校単位でまちづくり実行委員会があるが、地域はどうなるのか。	地域活動について、学校が統合されるからといって、まちづくり実行委員会を統合するよう区役所からお願いすることはありません。
小学校は避難所として指定されているが、統合後の災害時対応について教えてほしい。	小林小学校が災害時避難所となっていることについては認識していますが、地域の避難所をどう考えるかは、想定避難者数を収容できる避難所を地域の中でどのように確保していくのかという観点で検討することになります。

●跡地活用について

ご質問・ご意見の要旨	説 明
他の区では学校跡地にマンションを建てて、結局、小学校が足りなくなったということも聞いている。	跡地をどう活用するかについては、今後、地域の方々と時間をかけて話し合っていきたいと考えています。学校跡地については、以前は売却が基本でしたが、地域にとって大切な場所でもあるので、いくつかの要件はあるものの、売却せずに活用することも可能となっています。生野区では、避難所の機能を残しつつ、事業者に貸付を行っている事例もあります。

2. 説明会等でいただいたご質問・ご意見

●統合後のアンケートについて

ご質問・ご意見の要旨	説 明
(令和5年8月教育委員会作成のパンフレットより) 統合後のアンケート結果について、約5割の児童が「これまでより楽しく学校生活を送っている」、「いろんな先生に教えてもらえるのでよかった」ということだが、残りの5割の児童はどうなのか。	複数回答が可能な設問であるため、残りの5割の児童の回答ということではありませんが、それぞれの設問で次に多かったのは、「クラス数や学年の人数が増えたことが良かった」、「たくさんの先生と話ができるのでよかった」となっています。なお、パンフレットに掲載のアンケートは令和3年度、令和4年度に開校した学校の集計となっております。 なお、平成27年度に統合した大正区内の鶴町小学校と鶴浜小学校のアンケートでは、新しい友達ができたと回答した児童が79.0%で、学校が賑やかになったという児童も57.9%でした。統合するとき心配があったと答えた児童に対し、「その心配はなくなりましたか」と聞いたところ、「心配はなくなった」と回答した児童は57.5%でしたが、「心配は続いている」と答えた児童は4.7%となっています。 「心配はなくなりましたか」という設問の自由意見としては、仲良くなれた、友達ができ、しばらくしてその気持ちが薄れてきた、学校が変わることによって授業の進み方が違うなどの意見がありました。

3. 学校再編整備計画案

(1)適正配置の基本的な考え方

大正区においては、本市と同様に児童数が減少傾向にあります。とりわけ、小林小学校の児童数が減少傾向となっており、今後も小規模化が進むことが見込まれています。また、平尾小学校においても単学級が見られ、児童数が減少傾向にあります。このような状況に鑑み、大阪市立学校活性化条例に基づき、学級数が適正規模(12学級から24学級)となるよう小林小学校と平尾小学校を統合します。

これにより、子どもは集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことができる状態を実現します。

<参考> 大阪市立学校活性化条例(抜粋)

(令和6年12月17日現在)

第16条 教育委員会は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の学級数の規模を適正規模(児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にしよう努めなければならない。

2 適正規模は、学級数が12から24までであることとする。

4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの(以下「適正配置対象校」という。)について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画(以下「学校再編整備計画」という。)を策定しなければならない。

3. 学校再編整備計画案

(2) 学校再編整備計画案の記載内容

小林小学校・平尾小学校 学校再編整備計画(案)

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり小林小学校・平尾小学校における学校再編整備計画を策定する。

- 1 学校再編整備の対象校
 - ・小林小学校
 - ・平尾小学校
- 2 学校適正配置の手法
 - ・小林小学校と平尾小学校を統合
- 3 活用する学校施設及び改修等の計画
 - ・平尾小学校の校地(大阪市大正区平尾2丁目)
 - ・既存施設を活用(教室改造等を含む)

(次頁に続く)

3. 学校再編整備計画案

4 学校適正配置の時期

- ・令和10年4月（平尾小学校の教室改造等の完了後）

5 学校再編整備の実施に伴う就学校の指定の変更

※学校再編整備の実施に伴う就学校の指定変更については、今回の説明会を含め、いただいたご意見を踏まえ決定してまいります。
決定した内容については、後日、区ホームページにおいてお知らせします。

6 学校再編整備後の通学路と安全対策

- ・通学路(案)については、18ページのとおり。

新たな通学路等、児童の安全確保については、警察や道路管理者等の関係先と協議しながら、学校適正配置検討会議において意見聴取し、必要な対策を検討する。

7 当該学校の児童数の推移・見込み

(1) 小林小学校について

(2) 平尾小学校について

(3) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

今回の資料3ページから5ページのような、
説明文と推計値資料を掲載します。

（次頁に続く）

3. 学校再編整備計画案

8 その他

(1) 統合前後の学校運営等について

- ・統合を円滑に進めるため、合同行事などを通じて児童、教員の相互交流を図るとともに、教員間において、統合後の学校における教育方針や教育内容について話し合うなど、学校間の連携を強化していく。
- ・両校においてこれまで培ってきた取組、文化等を統合後の学校に継承、発展させていく。
- ・学校数が2校から1校に減少することに伴い、必要となる取組については、統合前後の関係する学校の状況やニーズを把握したうえで、本市の制度において認められた財政的な効果額を活用して実施する。
- ・教員定数については「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、国から措置される基礎定数が基本となるが、両校において円滑な移行が行えるよう、実態に則した配置を行っていくことにより、両校の体制強化や適切な学習指導、生活指導の充実に努めていく。

3. 学校再編整備計画案

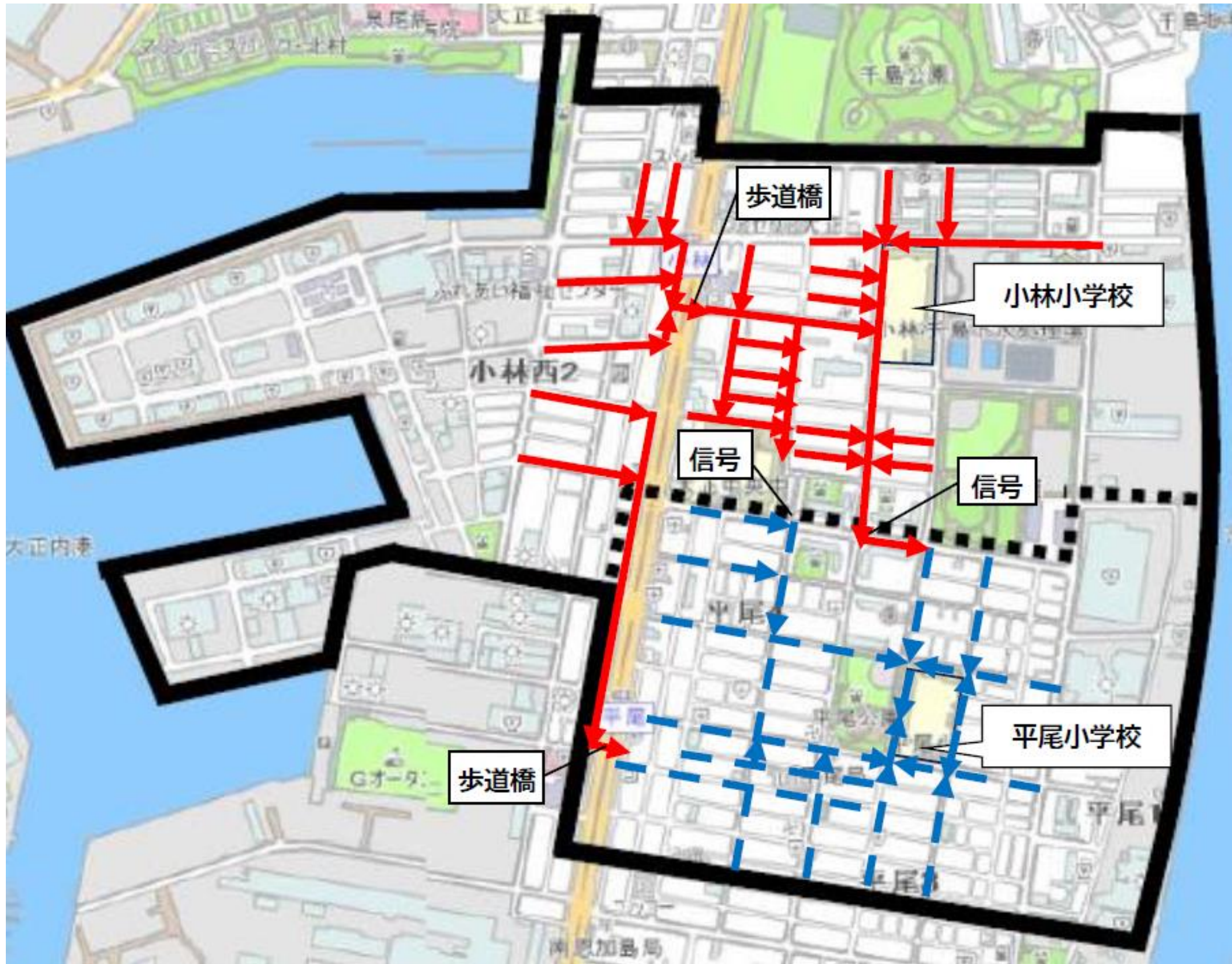
(2) 学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等について

- ・本計画に関すること、標準服その他必要な事項について、様々な意見を踏まえ決定する。
- ・再編に伴い、新たな物品（標準服等）がある場合は、教育委員会が用意し、保護者に過度な負担を与えないよう配慮する。

◆学校再編整備後の通学路(案)

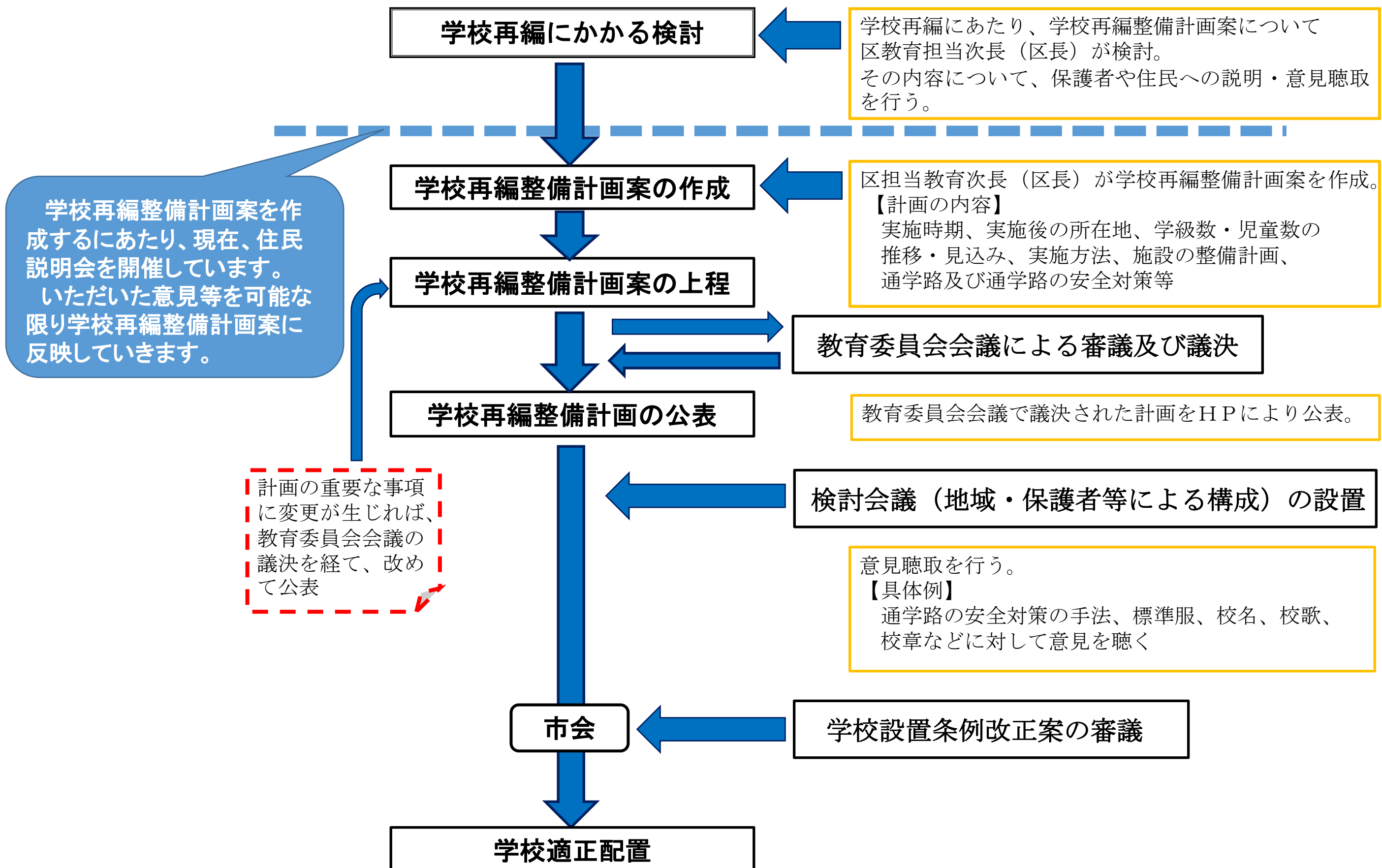
※この案は、両校長の意見を参考聴取し、区役所案として作成したものです。

※今後、現地点検や関係者意見聴取を踏まえ、より良い案とします。



- 学校再編整備後の通学区域
- 通学区域境界(連合振興町会境界)
-➡ 平尾小学校通学区域からの通学路(案)
- ➡ 小林小学校通学区域からの通学路(案)

4.小林小学校・平尾小学校における適正化の進め方 フロー図



◆学校再編整備計画が公表に至った場合の意見聴取や計画周知の進め方（イメージ）

学校再編整備計画の議決

区HPに公表

学校適正配置検討会議

【根拠規定】

- ・大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

【会議の設置単位】

- ・再編整備計画ごとに会議を設置・開催する。

【委員構成】

- ・次に掲げる者のうちから、対象校・関係校の校長の意見を聴いて、区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
（在籍児童の保護者、地域住民、学校協議会の構成員等）
- ・委員定数は、対象校・関係校ごとに上限5名以内とする。
（区役所原案の会議開催要綱に沿い、2校×5名＝上限10名以内となる）

【意見聴取事項】

- ・学校再編整備計画に関すること
- ・学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関すること

引き続き防災拠点等の機能を継続又は新たに設ける必要があるもの

無

売却

有

（仮称）跡地活用検討会議

【根拠規定】

- ・今後、下記の設置単位・委員構成・聴取事項などの考え方をもとに、区役所として定めるべく検討する。

【会議の設置単位】

- ・対象校区に検討会議を設置・開催する。

【委員構成】

- ・地域住民の中から委員を定める。

【意見聴取事項】

- ・区役所から跡地活用方策などの方向性を提示し、委員から意見聴取・検討する。

上記会議等での検討が進み、地域住民・保護者の皆様にお知らせすべき内容がまとまった段階などで、適宜、手法を工夫して、周知を行います。

5. 学校の跡地活用について

学校の跡地活用については、(仮称)跡地活用検討会議において、地域の皆さまのご意見をお聞きしながら検討していきます。

他区では、事例のように、下記の条件を付して、学校跡地活用の事業者を公募している例があります。

- ・災害時の避難場所としての条件
- ・地域活動の拠点としての条件(生涯学習、スポーツ活動、選挙 など)

【事例①】

生野南小学校跡地(生野区):大阪自動車整備専門学校～通信制高校

【事例②】

林寺小学校跡地(生野区):アブロードインターナショナルスクール大阪校

【事例③】

生野小学校跡地(生野区):ワン・ワールドインターナショナルスクール大阪校

○大阪市立学校活性化条例（抜粋）	○大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（抜粋）
（小学校の学級数の適正規模の確保） 第16条 教育委員会は、<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。</u> 2 <u>適正規模は、学級数が12から24までであることとする。</u> 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かななければならない。 4 教育委員会は、<u>学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（以下「適正配置対象校」という。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。</u> 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、<u>適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。</u> 6 教育委員会は、<u>学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。</u> 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かななければならない。 8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。	（適正配置対象校の区分） 第3条 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。 (1) 複式学級を有する学校 (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校 (3) 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校 (4) 前3号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校 (5) 7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校 (6) 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校 （学校再編整備計画） 第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み (2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法 (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画 (4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策 (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

5 第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

6 第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。

3. 大阪市内立小学校学校配置の適正化の推進のための指針（抜粋）

III-2-（1）適正配置の手法（統合）

- ・ 学校配置の適正化の方策としては、基本的には「統合」の手法により進める。

III-3-（1）適正配置の基本的な考え方（統合）

- ・ 統合を考える場合は、適正配置対象校同士の統合を優先する。また、2校の統合だけではなく、学校規模や位置関係等を考慮し、3校以上の学校の統合もあわせて検討する。
- ・ 既存の学校施設は可能な限り利用する。原則として、適正配置対象校同士の統合では、児童数の多い学校の校舎を使用し、学校用地の状況も考慮する。

III-4 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準

- ・ 適正配置対象校の相手方となる学校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とする。ただし、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案するなど、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

III-5 適正配置において満たすべき条件

- ・ 原則として適正規模（12～24学級）になること。
- ・ 必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ・ 通学距離は、原則として、2km以内になること。
- ・ 通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと。

お問い合わせ先

【担 当】 大正区役所 保健福祉課 こども・教育担当

【電 話】 06-4394-9980

【FAX】 06-6554-7153

【メール】 th0010@city.osaka.lg.jp

【ホームページ】

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000626429.html>

大正区における学校配置の適正化の取り組み



※本年7月に開催した説明会資料および説明会や説明会後に
いただいた質問と回答もこちらに掲載しています。